鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(西部総合事務所新棟整備等事業)運営要綱

(目的)

第1条 鳥取県西部総合事務所新棟整備等事業に係る委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、事業者提案を適正に評価するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(西部総合事務所新棟整備等事業)(以下「審査会」という。)を設置する。

(調査審議する事項)

- 第2条 審査会は、鳥取県西部総合事務所新棟整備等事業に係る受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)優先交渉権者決定基準に関すること
- (2) 入札参加者及び事業提案書の審査に関すること
- (3) その他、必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員5人をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和2年1月27日から令和3年3月31日までとする。

(委員長)

- 第5条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 審査会の庶務を処理するため、鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課内に事務局を置く。

(会議)

- 第7条 審査会は、資産活用推進課長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(審議の公開)

第8条 審査会は、公開を原則とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

(委員の責務)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密(公表された情報を除く。)を漏らしてはならない。 委員を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等またはその代理人から、審査に関する説明、交渉 等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。
- 3 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに3親等以内の親族並びにこれらの者と生計を同じく している者の従事する業務に直接利害関係があるときは、議事に加わることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、資産活用推進課長が別に 定める。

附則

この要領は、令和2年1月27日から施行する。

(別 表)

氏	名	役 職 等
浅井	秀子	鳥取大学工学部准教授
井上	靖朗	鳥取県総務部長
入江	道憲	公認会計士・税理士
辻	佳枝	米子市総務部長
中山	実郎	鳥取環境大学経営学部教授